

請 願

平成29年6月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第5号	H29. 5. 23	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書	福島市、 須賀川市 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田政志 須賀川市、 須賀川市 福島県教職員組合 岩瀬支部長 伊藤弥	横田洋子	1～3
請願第6号	H29. 5. 25	「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書提出の請願について	須賀川市、 須賀川市 須賀川地方平和フォーラム 代表 本多賢二	大河内和彦	4～6

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

2017年 5月18日

須賀川市 議会
議長 広瀬 吉彦 様

請願者 福島市 [REDACTED]

福島県教職員組合

中央執行委員長 角田 政志



TEL [REDACTED]

須賀川市 [REDACTED]
福島県教職員組合
岩瀬友都長 伊藤 政



紹介議員 TEL [REDACTED]

横田 洋子 (印)



「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて

請願の趣旨

東日本大震災から6年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。平成29年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業交付金として計上され、62億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成28年10月時点で約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。（福島県子ども・青少年政策課公表）経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は非常に重要です。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが必要となります。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、平成30年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

要請先 文部科学大臣 復興大臣 総務大臣 財務大臣

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見(案)

東日本大震災から6年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり3年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成28年10月時点で約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。(福島県子ども・青少年政策課公表)また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、今後も継続した支援が必要です。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

要請先

復興大臣	吉野 正芳 殿
文部科学大臣	松野 博一 殿
総務大臣	高市 早苗 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿

請 願 書

2017年 5月 25日

須賀川市議会
議長 広瀬吉彦 様

住所 須賀川市 ~~XXXXXXXXXX~~
氏名 須賀川地方平和フォーラム
代表 本多賢

紹介議員

大河内 和彦



「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」
創設に反対する意見書提出の請願について

安倍内閣は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の反対で過去3度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を通常国会に提出した。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変え、あたかもテロ対策のように装い、「国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪法案が必要」と言っている。しかし、日本は国連の主要な13本のテロ防止関連条約を締結しており、それに対して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が必要とすることには大いに疑問である。

また政府は、「組織的犯罪集団」が対象であり、一般人は対象にならない、と言うが、捜査機関の解釈によって、摘発の対象が拡大する危険性が高い。共謀罪が適用される犯罪に、「テロ等準備罪」等の犯罪がない一方、テロとは関係のない森林法や著作権法を含め、広く市民生活に係わる犯罪も対象になっており、対象犯罪を限定したとしても、市民の表現、思想内心を監視し介入し処罰しようとする本質は変わらない。また、「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、市民団体や労働組合も対象にされかねない。

さらに共謀罪は、「計画」だけで犯罪になるため、実際に何らの侵害行為をしていないにもかかわらず、捜査と摘発をすることが出来る。すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象とするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪に問われない現行刑法の基本原則に反する。国民に対し、モノを言えぬ監視・密告社会を作ることになり、日本を戦前へ回帰させるような法案は認められない。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、衆議院・参議院議長並びに政府関係機関に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

- 1、多くの国民の不安・懸念が拭えない「共謀罪」法案は撤回すること。

「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」 創設に反対する意見書（案）

安倍内閣は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の反対で過去3度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を通常国会に提出した。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変え、あたかもテロ対策のように装い、「国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪法案が必要」と言っている。しかし、日本は国連の主要な13本のテロ防止関連条約を締結しており、それに対して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が必要とすることには大いに疑問である。

また政府は、「組織的犯罪集団」が対象であり、一般人は対象にならない、と言うが、捜査機関の解釈によって、摘発の対象が拡大する危険性が高い。共謀罪が適用される犯罪に、「テロ等準備罪」等の犯罪がない一方、テロとは関係のない森林法や著作権法を含め、広く市民生活に係わる犯罪も対象になっており、対象犯罪を限定したとしても、市民の表現、思想内心を監視し介入し処罰しようとする本質は変わらない。また、「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、市民団体や労働組合も対象にされかねない。

さらに共謀罪は、「計画」だけで犯罪になるため、実際に何らの侵害行為をしていないにもかかわらず、捜査と摘発をすることが出来る。すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象とするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪に問われない現行刑法の基本原則に反する。国民に対し、モノを言えぬ監視・密告社会を作ることになり、日本を戦前へ回帰させるような法案は認められない。

以上により、本議会は、政府に対し下記事項について要望するものである。

記

- 1、多くの国民の不安・懸念が拭えない「共謀罪」法案は撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

法務大臣

大島 理森 様

伊達 忠一 様

安倍 晋三 様

菅 義偉 様

金田 勝年 様

須賀川市議会

議長 広瀬吉彦